

健生食監発 1211 第 1 号
令和 6 年 12 月 11 日

各 検 疫 所 長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

ポーランドから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「ポーランドから輸入される牛肉等の取扱いについて」
(平成 26 年 8 月 1 日付け食安監発 0801 第 1 号 (最終改正: 令和 4 年 12 月
23 日付け薬生食監発 1223 第 7 号)) により取り扱っているところです。

今般、検疫所において、MIĘS - POL Adam Jończyk (登録番号:
06110201) から輸出された貨物 (牛舌) を検査したところ、輸入条件である
扁桃の除去が不十分であることが確認されました。

現在、ポーランド側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知
するまでは、当該施設で処理された貨物の届出があった場合には、輸入手続
を保留の上、当課まで連絡するようお願いいたします。